

善通寺市下水道事業の設置等に関する条例
(案) について

令和元年 1 1 月

善通寺市都市整備部下水道課

条例案の要旨

1 地方公営企業法の適用について

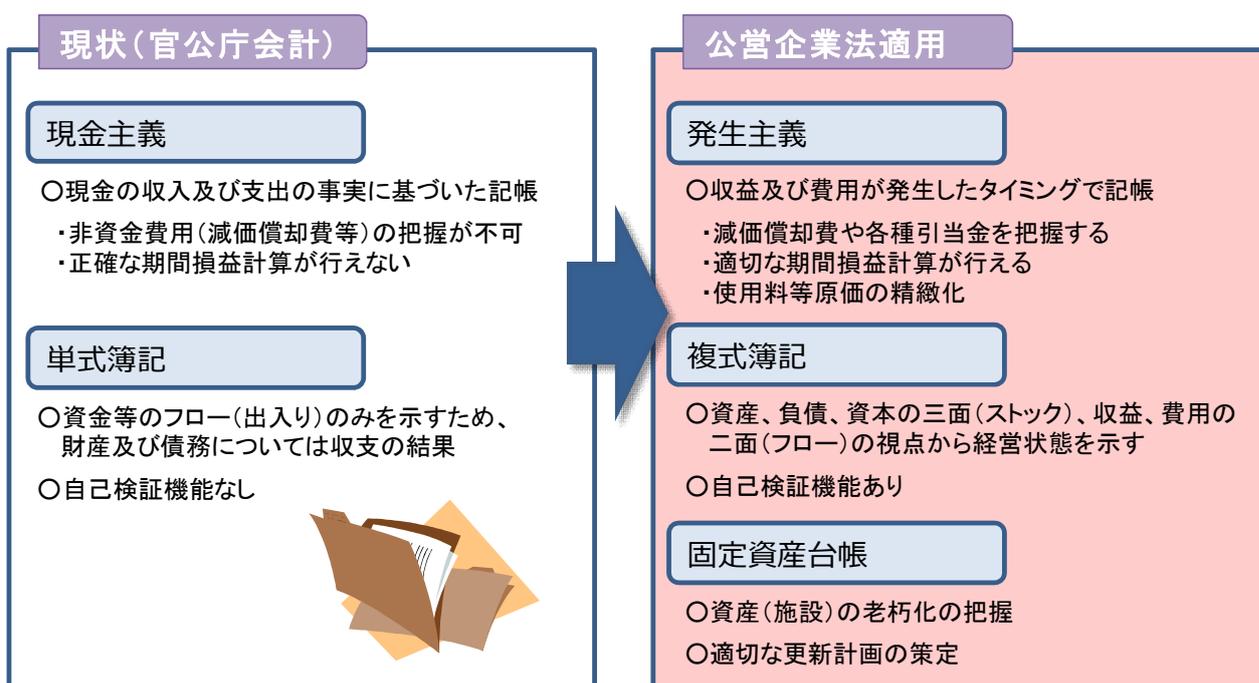
公営企業会計を導入するためには、地方公営企業法が適用される必要があります。下水道事業への法適用には、次の方法があります。

- ・法の規定の全部を適用する（全部適用）
- ・法の規定のうち財務・会計に関する規定のみを適用する（一部適用（財務適用））

	全部適用	財務適用
適用される規定	地方公営企業法のすべての規定	地方公営企業法のうち一部の規定（財務規定等のみ）
会計方式	企業会計方式	企業会計方式
組織体制	原則として管理者を設置 管理者が業務を執行	地方公共団体の長が業務を執行
職員の身分	地方公営企業労働関係法の適用	地方公務員法の適用

本市下水道事業の地方公営企業法適用の目的は、事業の経営成績や財政状態を基礎とした経営状況を的確に把握することによる効率的・効果的な事業経営の実現です。法適用の方法については、機動的な行政運営を図るため、財務・会計に関する規定のみを適用する「一部適用」としたいと考えています。

2 企業会計方式について



(1) 発生主義の採用

経済活動の発生という事実に基づき経理記帳を行うため、一定期間における事業の経営成績や特定の時点における財政状況が明確になります。

(2) 複式簿記の採用

複式簿記によって、一定期間内に生み出された付加価値の合計（フロー計算）と付加価値が蓄積された財産（ストック計算）を同時に表現することができます。また、貸借対照表と損益計算書の当期利益の一致など、計算の自己検証機能が組み込まれることにより、誤謬の発見など業務改善にも資することになります。

(3) 損益取引と資本取引との区分

官公庁会計においては、管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引（資本取引）の区分がされていませんが、公営企業会計においては区別して経理されるため、経営成績と財政状況を明確に把握し、その分析を通じ将来の経営計画が策定できます。

3 会計管理者について

下水道事業に地方公営企業法の一部が適用された場合、出納その他の会計事務及び決算に係る事務については、条例で定めるところにより、その全部又は一部を会計管理者に委任することができます。

本市においては、公金の取り扱いに係る内部牽制体制構築の機会を失することのないよう、出納その他の会計事務を会計管理者に委任したいと考えています。